

【ポスター発表】

障害福祉サービス供給に伴う身体拘束
—障害者支援施設を対象とした調査に基づく検討—

○ 山口県立大学 勝井 陽子 (会員番号 7630)

キーワード：身体拘束、障害者支援施設、ニーズ不充足

1. 研究目的

障害者虐待防止法（平成23年法律第79号）第2条第7項の1において、「障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は障害者福祉施設従事者等による障害者虐待であるとする。また、障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第48条において「指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。」としながらも「身体拘束等の適正化」要件を定めている。障害者支援施設における身体拘束・隔離の実施は指摘されているが明白ではなく、日本知的障害者福祉協会（2022）は、「著しい行動障害にある方の受け入れが多くなるに従い」、「偶発的な受傷」の増加、「部屋の外鍵の設置施設の増加」があると述べる。また、内閣府障害者政策委員会（2022）は、障害者権利条約第14条身体自由及び安全について、「緊急手段でも最終手段でもない場合の、非自発的入院及び精神医療や入所施設における隔離拘束（化学的拘束による身体拘束も含む。）をなくすための具体的なロードマップの立案と実行がされていない。」と報告する。

そこで本研究は、障害者支援施設における強度行動障害の状態にある人々の隔離を含む身体拘束（以下、身体拘束）の現状について把握し考察するためA県内の障害者支援施設を対象として質問紙調査を実施した。

2. 研究の視点および方法

質問紙調査は、2023年3月～4月にA県の事業者団体の協力により実施した。対象は、A県内の障害者支援施設となり、調査票を送付、調査票の配布回収は郵送法、回答者は施設長や管理者、主任に依頼し無記名にて返送をおこなった。回収率は49%であった。調査項目は、基本属性、職員の状況、利用者の状況、身体拘束の実施状況、身体拘束の実施理由、身体拘束を実施しないための要件等である。本研究では、研究目的に照らして主たる分析対象を、基本属性、利用者の状況、身体拘束の実施状況について焦点化し検討した。

3. 倫理的配慮

本研究は、山口県立大学生命倫理委員会人を対象とする研究審査非該当にて、一般社団

法人日本社会福祉学会研究倫理規定にのっとり配慮した研究を実施した。質問紙調査には、調査結果は統計的に処理されるため個人が特定されるデータを扱わないことを明記した。分析、報告には、調査対象を特定化できないよう匿名化している。「研究発表の要旨集掲載原稿」への投稿の時点で調査は完了しており、本報告に関連し、開示すべきCOI関係にある企業等はない。本研究は、JSPS科研費21K01978の助成を受けた。

4. 研究結果

①回答施設の在籍者は995名となり、重度障害者支援加算Ⅱに該当する行動関連項目10点以上の該当者（以下、該当者）は、その中で553名、非該当者442名であった。施設は全員が該当者となる施設から全員が非該当者の施設まで存在した。

該当者のうち、常時職員と1対1対応が必要41名、1対2対応が必要7名、突発的に1対1対応が必要91名、突発的に1対2対応が必要16名、突発的に1対3対応が必要2名であった。非該当者（117名）も常時・突発的に複数職員での対応を実施していた。身体拘束を実施していないと回答があった施設は17%であった。

②身体拘束の実施経験と最長実施時間

| 内 容 | 実施率 | 時間 |
|---------------------------|-----|------|
| 車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で結ぶ | 4% | - |
| ベッドを柵（サイドレール）で囲む | 22% | 20h |
| 手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける | 26% | 24h |
| Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける | 43% | 24h |
| 立ち上がることができないような椅子を使用する | 0%* | 42h* |
| 介護衣（つなぎ服）を着せる | 30% | 24h |
| 自分では開けられない個室または単独の空間を使用する | 35% | 21h |
| 向精神薬を増量 | 35% | - |
| 職員の体で、利用者を押さえつけ行動を制限する | 26% | 5m |

③利用者自身では開けられない個室の使用状況

| 重度障害者支援加算Ⅱ | 1h | 1h-7h | 8h-15h | 16h-23h | 24h |
|------------|----|-------|--------|---------|-----|
| 該当者 | 7 | 4 | 5 | 3 | 0 |
| 非該当者 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 |

5. 考察

研究結果から、身体拘束を実施していない施設であっても、身体拘束について個別支援計画に記載し、本人、家族等への説明をしているなど必要となる対応の不確実性の高さ、「ニーズの急激な変動」が伺われた。身体拘束の発生は、自由の剥奪を随伴する本人のニーズ不充足の顕在化を示唆し、職員数の検討、個室環境の保障、集団生活をもたらす本人への侵襲的環境の形成への省察が求められると考えられた。